

森林組合だより

第9号

平成25年9月14日発行



We Save Our Forest
Hand-in-Hand

編集発行 中津川市森林組合
〒508-0045
岐阜県中津川市かやの木町2番3号
TEL(0573)-65-1128 FAX(0573)-65-7427
URL: <http://www.nakatu-f.or.jp>
E-mail: info@nakatu-f.or.jp



恵那山

組合の現況

平成25年7月31日現在

組合員と出資金	組合員数	出資口数	出資金
	4,821名	924,387口	92,438,700円

総代および 組合員数	組合員数							
	中津川	坂下	川上	福岡	蛭川	山口	地域外	合計
	総代数	99名	16名	10名	47名	26名	10名	0名
組合員数	2,294名	409名	171名	899名	523名	232名	293名	4,821名





第9回通常総代会を開催



代表理事組合長
糸魚川 柏三

組合員の皆様には、日頃より森林組合の運営並びに事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本では、政権交代があり、政権への期待感から円安、株高による景気回復が見込まれております。そうした中、木材価格は依然厳しい状況ではありませんが、今後上がることを期待しております。

さて、当森林組合はおかげさまで本年度決算は昨年度に続き黒字となりました。これもひとえに組合員皆様のご協力のおかげであり感謝申し上げます。林業施策では、国の補助制度が見直され、事前計画に沿った一体的な整備による木材搬出を伴う間伐が補助金の中心となりました。こうした制度変更を受けて、中津川市では平成24年度から木材の搬出を伴う間伐に対し、 m^3 当たり1,500円の補助金を予算化していた。だいております。これにより、県の搬出補助金と併せて出荷者に少して

も多く還元できると期待してはおりますが、材価の低迷により、十分な還元とはなりませんでした。

そうした厳しい状況下でありましたが、木材取扱量、作業道開設延長の計画は当初計画を達成することが出来ました。

国の補助制度は、森林経営計画に移行され、実施する区域が林班単位となります。林班とは、50〜100ha程度の面積で森林計画図に示されている区域を指します。林班を単位として5年間の間伐や作業道開設の計画をデタ化や図示をします。平成24年度は8団地設定しましたが、平成25年度以降の策定においても一層の努力をして参りますので今後とも皆様のご協力をお願いします。

当組合は合併して9年目ですが、合併当初は労災事故が多くありました。そこで、無事故、無災害を旗印に職員・森林技術者全員が努力し、「ゼロ災トライアル100」の100日間無事故、無災害に参加しました。この4年間程は大きな事故もなく、労災保険料も減少しております。その反面、木材を搬出する間伐が事業の中心となったことから、重機を使用する仕事が増加し、不慣れなこともあり、破損等による修理費が多くなりましたが、最近では慣れてきて修理費も減少しております。また、毎年申し上げておりますが、

世代交代による山離れが進み、自分の山がどこにあるのかわからない人が多くなり、森林所有者自身がお困りになっております。地籍調査も思うように進んでおらず遅れております。今後は境界を明確化する事業がますます必要であると思えます。

本年度も、安全第一で無事故、無災害で技術の向上を図りながら健全経営に努め、組合員の皆様の期待に応えるべく役員一同努めて参ります。

今後とも、組合員の皆様のご理解とご協力、関係機関各位のご指導とご支援をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

平成25年度事業計画

●運営の基本方針

【総括】

昨年は「森林・林業再生プラン」に基づき木材供給は増えましたが、木材需要とのバランスがとれず年間を通じて木材価格が低い傾向にありました。

しかし、国の施策として国産材の利活用については様々な対策が講じられております。タイムラグがありますが、今後は国産材の需要が多くなり木材価格の回復が期待されます。

本年は森林経営計画及び集約化実施計画を主体に民有林220haで間伐を実施し、搬出量は9,000 m^3 、市有林70haで搬出量は5,000 m^3 、計14,000 m^3 の木材搬出を計画しております。

また、県の環境税を活用した奥地の間伐を81ha実施する計画です。

森林経営計画を作成するためには、事前に森林所有者との森林経営委託に係る契約が必要なため、座談会の開催、森林所有者の確認等、労力と時間を要します。次年度以降の森林整備を推進するため、年間を通じて計画作成に取り組んで参ります。その一環として、森林境界明確化加速化事業を2地区で150ha計画しております。

昨今、国の制度全般が複雑化しており、一つの事業が終了するまでの許可関係や書類等も増加の一途です。森林組合として、適正に事業を処理し、常に最新の情報に気を配り業務に取り組んで参ります。

組合員皆様のご理解と関係機関各位のご指導とご支援をお願い申し上げます。

【指導部門】

・「森林組合だより第9号」の発行を通じて情報提供を行います。

・森林整備を促進するため地域説明会を開催します。

【販売部門】

・組合所有機械を効率的に活用するとともに、レンタル機械の確保に努め、事業を円滑に進めます。

・搬出コスト低減を図ることで所有者還元を努めます。

【森林整備部門】

・森林経営計画の作成を推進します。

・森林境界明確化を実施し、事業の立案と集約化を図ります。

平成24年度 貸借対照表・損益計算書ならびに剰余金処分別について

貸借対照表

平成25年3月31日現在 (単位: 千円)

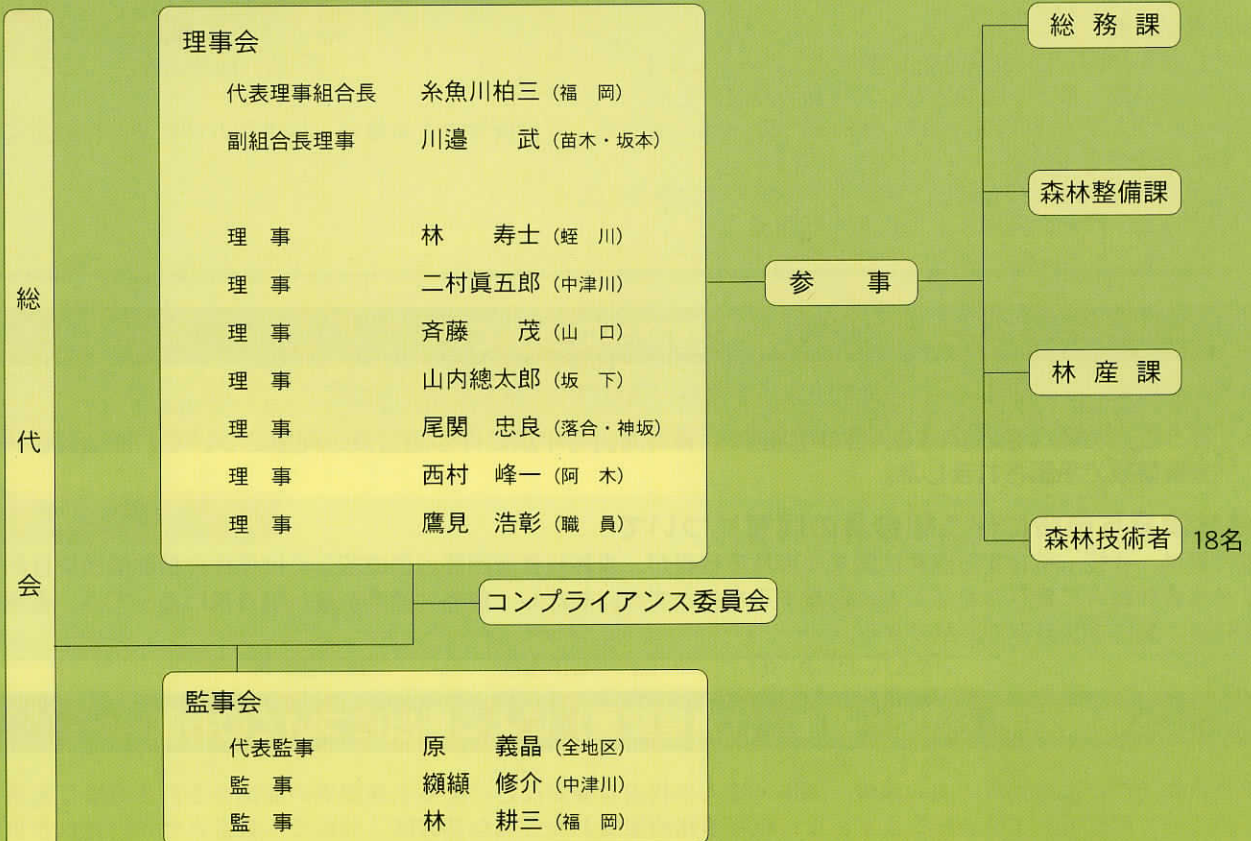
資産の部		負債および資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	290,656	流動負債	112,896
①現金・預金	159,139	①買掛金	1,374
②売掛金	954	②未払金	97,495
③未収金	127,071	③預り金	493
④棚卸資産	1,607	④その他負債	13,534
⑤その他資産	2,145	固定負債	3,480
⑥貸倒引当金	△ 260	①退職給付引当金	2,311
		②役員退任慰労引当金	1,169
固定資産	56,945	負債合計	116,376
①土地	16,267	出資金	92,436
②森林	7,875	剰余金	164,417
③減価償却資産	102,213	①資本準備金	142
減価償却累計額	△ 77,735	②法定準備金	111,699
④無形固定資産	8,325	③任意積立金	49,833
外部出資	25,233	④当期末処分剰余金	2,743
		(1) 当期剰余金	1,111
		(2) 繰越利益剰余金	1,632
その他の固定資産	395	資本合計	256,853
資産合計	373,229	負債および資本合計	373,229

損益計算書

平成24年4月1日～25年3月31日 (単位: 千円)

科目	金額
事業損益の部	
事業総収益	375,042
事業総費用	280,105
事業管理費	101,713
事業利益	△ 6,776
事業外損益の部	
事業外収益	5,550
事業外費用	10
事業外損益	5,540
経常利益	△ 1,236
特別損益の部	
特別利益	14,613
特別損失	12,086
特別損益	2,527
税引前当期剰余金	1,291
法人税等	180
当期剰余金	1,111
前期繰越剰余金	1,632
当期末処分剰余金	2,743
剰余金処分別	
当期末処分剰余金	2,743
法定準備金へ積立	500
次期繰越剰余金	2,243

中津川市森林組合 機構図



総代改選のお知らせ

平成26年は、総代選挙の年です。

*総代の改選については、総代選挙規程に基づき、平成26年4月に改選を行います。詳しくは、平成26年3月に各総代の方にご通知いたします。

総代定数

選挙区	総代数	総代任期
第1区 旧中津川市	99名	平成26年5月24日～
第2区 旧坂下町	17名	平成29年5月23日まで
第3区 旧川上村	10名	選挙期日
第4区 旧福岡町	48名	任期の終わる日の7日前
第5区 旧蛭川村	26名	までに行う
第6区 旧山口村	10名	(ただし、60日以上前であってはならない)
計	210名	

役員改選のお知らせ

平成26年は、役員選任の年です。

*役員を選任については、役員選任規程に基づき、平成26年5月に選任を行います。詳しくは、各地区から推薦された推薦委員の方に平成26年4月にご通知いたします。

推薦会議構成員

推薦会議構成員	人数	役員定数	役員任期
旧中津川市	8名	理事	12名
旧坂下町	2名	監事	3名
旧川上村	2名		
旧福岡町	4名		
旧蛭川村	2名		
旧山口村	2名		
計	20名		平成26年5月の総代会から平成29年5月の総代会まで

平成25年4月1日から 岐阜県水源地域保全条例が施行されました



「清流の国ぎふ」の豊かな澄んだ水は、県民の財産です。

この水を後世に引き継いでいくためには、その源である水源の保全に取り組んでいく必要があります。この条例は、水源地域の保全のために、土地利用が適正に利用されることなどを目的としています。

条例の内容

●水源地域の指定

県は、水源の保全のために、特に適正な土地の利用を確保する必要があると認められる区域を水源地として指定します。

指定にあたっては、市町村や外部有識者からなる審議会に意見を聴いたうえで、公告・縦覧手続きを行い、最終的に告示により指定します。

●事前届出制度

平成25年10月1日から事前届出制度がスタートします。

- 届出の対象となる土地 指定した水源地域内の土地
- 届出の対象となる行為 土地の所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権の移転または設定に係る契約を締結する場合
- 届出者 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
- 届出時期 契約を締結しようとする30日前まで



森林簿貸与について

森林簿は県機関より、森林経営計画等を立案するために森林組合へ貸与されております。

第9回通常総代会に於いて、第9号議案「森林簿貸与申請に伴う組合員の同意について」を上程し全員賛成で承認されました。

○森林簿貸与申請に伴う組合員の同意について

組合員は、今後、所有する森林に関する森林簿情報が、森林経営計画等の作成若しくは作成の指導援助を目的として県から森林組合に貸与されることに同意するものとする。ただし、貸与に同意しない組合員にあっては、書面により森林組合長に申し出ることができる。

名義変更（相続・譲渡・代表者変更）による届出についてのお願い

組合員様死亡による相続、山の譲渡、団体・法人の代表者変更などによる名義変更の届出をされる方はご連絡下さい。郵送にて用紙をお送りいたします。また組合事務所までお見えになる方はこちらで手続きさせていただきますのでご印鑑をお持ち下さい。なお、お近くの総代の方で組合員様の変更にお気づきの方はお知らせください。